

令和5年度 第1回 徳島地方最低賃金審議会 議事録

1 開催日時等

日時 令和5年6月15日（木）午後2時00分～午後3時05分
場所 とくぎんトモニプラザ（徳島県青少年センター）大会議室
徳島市寺島町西1丁目5番地 アミコビル東館9階

2 出席者

（公益委員）段野委員 稲倉委員 撫養委員 端村委員 米澤委員
（労側委員）川口委員 山本委員 賀川委員 三木委員 辰巳委員
（使側委員）脇田委員 中村委員 五島委員 天野委員

3 主要議題

- （1）会長、会長代理の選出
- （2）中央最低賃金審議会目安制度の在り方に関する全員協議会伝達事項
- （3）あり方検討小委員会の設置について
- （4）審議日程について
- （5）実地視察について
- （6）その他

4 議事

事務局（室長）

ただ今から令和5年度第1回徳島地方最低賃金審議会を開会します。

本日はお忙しい中、ご出席いただきありがとうございます。

私は、賃金室長の岡田と申します。本年度4月から着任しております。会長が選出されるまでの間、議事を進行させていただきます。

お手元の辞令についてです。本審議会は任期を2年としており、今年が1年目となりますので辞令をお渡ししております。公益委員の皆様には、既に公益委員会議においてお渡ししております。辞令については事務的になりますが、机の上にお配りしております。

まず、委員の紹介になります。資料1に、令和5年度審議会委員名簿を付けています。

公益委員から紹介させていただきます。

事務局側から見て左から、

弁護士の端村委員です。

四国大学経営情報学部准教授の稲倉委員です。

徳島大学 人と地域創生センター 総合科学部准教授の段野委員です。

一般社団法人徳島新聞社論説委員の撫養委員です。

徳島県社会保険労務士会顧問の米澤委員です。米澤委員は、今期から新たに委員となっております。

次に、労働者代表委員を紹介します。事務局から見て奥側から、日本労働組合総連合会 徳島県連合会副事務局長の川口委員です。同じく、副事務局長の山本委員です。

パナソニックエナジー労働組合執行委員長の賀川委員です。

全国一般徳島地方労働組合書記長の三木委員です。

U Aゼンセン徳島県支部主任の辰巳委員です。辰巳委員は、今期から委員となっております。

次に、使用者代表委員です。事務局から見て奥側から、

徳島県経営者協会専務理事の脇田委員です。

社会福祉法人健祥会常務理事の中村委員です。

有限会社ファイブセキュリティシステム代表取締役の五島委員です。五島委員は今期から委員となっております。

有限会社天野鉄工所取締役の天野委員です。

最後に事務局の紹介をさせていただきます。

竹中労働局長です。局長はこの4月より着任しております。

小宮山労働基準部長です。

吉成賃金室長補佐です。

私は先ほど自己紹介しましたが、岡田です。

審議会開催にあたり、局長より挨拶をお願いします。

局長

ただいま紹介いただきました労働局長の竹中でございます。

本年度第1回の徳島地方最低賃金審議会の開催に当たりまして一言ご挨拶申し上げます。

本日はお忙しい中、また、足元の悪い中、ご出席いただきまして、ありがとうございます。また、日頃より労働行政の運営につきまして格別のご理解、ご協力をいただいておりますこと、重ねて感謝申し上げます。

今年は第54期最低賃金審議会の1年目になり、前期からの再任となる委員12名のほか、新たに就任された委員が3名おられます。皆様どうぞよろしくお願い致します。

昨年は新型コロナウイルス感染症の影響を受けるなか、中央最低賃金審議会において過去最大である30円の目安が示されました。徳島県最低賃金の審議においては、委員の皆様方それぞれにお考えがあり、また、背負うものの大きいお立場ゆえに、当初から歩み寄り、意見調整することは難しかったものと推察します。

しかし、真摯な議論を積み重ねて妥協点を見出し、最終的に目安額プラス1円引上げとなる855円で全会一致により結審したと伺っております。これも、公労使三者が慎重に、かつ、十分に審議を尽くした成果であり、委員の皆様方に改めて感謝申し上げます。

さて、先日晒された政府の「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版案」において、最低賃金については「全国加重平均1,000円を達成することを含めて、公労使三者構成の最低賃金審議会で、しっかりと議論いただく」、また「地域間格差の是正を図るため、地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げる」などの内容が盛り込まれている

ところでは、また、その後、様々な場面で総理から、最低賃金あるいは賃金の引上げについてのご発言があり、政権としてこの分野には強い意向があるものと窺えるところであります。

一方で我が国の経済は、コロナ禍からの回復が見られるものの、ウクライナ侵攻などの国際情勢の不安定化からくる物価高騰などの不安要素もあり、すべての企業が簡単に賃金引上げに対応できないことは重々承知しております。

徳島県の現状を深く理解されている委員の皆様におかれましては、中央最低賃金審議会の示す目安を参考に、地域の実情も加味しつつ、徳島県にとってより良い結論が得られるよう、今年も審議を尽くしていただきますよう、よろしく申し上げます。

本日は、会長、会長代理の選出等をお願いした後、今年度の審議の進め方などにつきまして忌憚のない意見を頂戴したいと考えております。事務局には、円滑な審議会運営を行うように指示しておりますので、審議等に当たって必要な資料等ございましたら、事務局に遠慮なく連絡いただければと思います。

以上簡単ではございますが、私からの挨拶とさせていただきます。

この後のご審議よろしく申し上げます。

事務局（室長）

ありがとうございました。

続きまして、本審議会の成立について報告させていただきます。

本審議会の成立には、最低賃金審議会令第5条第2項により、委員の10名以上の出席または公労使各委員の2名以上の出席が必要となっております。

本日は10名以上の方が出席しておりますので、審議会は成立していることを報告します。

また、本日の審議会は、徳島地方最低賃金審議会運営規程第6条に基づき、公開しております。3名の傍聴の方がいらっしゃいます。傍聴の方は、傍聴の注意事項を守っていただきますようお願いいたします。

傍聴の方は発言はできません。また、審議に差し障る行為などがあった場合、退席をお願いすることがあります。

それでは、議題1の会長及び会長代理の選出に移ります。

会長及び会長代理は、最低賃金法第24条第2項及び第4項の規定により、公益委員の中から選出することとなっております。

先に開催しました公益委員会議で、会長に段野委員、会長代理に稲倉委員との推薦をいただいております。そのように選出させていただいてよろしいでしょうか。

（異議なしを確認する。）

ありがとうございます。段野会長、稲倉会長代理におかれましては、机上のプレートを起こしていただきますようお願いいたします。

事務局（室長）

会長に段野委員が選出されましたので、以後の議事進行をお願いいたします。

段野会長

皆様こんにちは。

会長に選出いただきました段野でございます。

今年度も例年と同様、難しい審議になろうかと思えます。委員の皆様におかれましてはそれぞれのお立場からのご意見を出していただきまして、徳島県の最低賃金を決めるために、十分に審議を尽くしていただくようお願いいたします。

公益委員の立場として、徳島県の最低賃金がどこに落ち着くのが適切であるかを常に念頭におきまして、審議の円滑な議事進行に努めさせていただきますので、どうぞ皆様よろしく願いいたします。

簡単ですが挨拶に代えさせていただきます。

それでは審議を進めさせていただきます。

まず、事務局より資料説明をお願いします。

事務局（室長）

私から、資料説明をさせていただきます。

まず、昨年の最低賃金の決定状況と景況判断について説明させていただきます。

資料5は、昨年度改正されました徳島県最低賃金の周知用リーフレットとなります。

昨年度の全国の地域別最低賃金の改正状況につきましては、最低賃金決定要覧の冊子の19ページをご覧ください。

資料6は、徳島県最低賃金及び3つの特定最賃の平成21年度以降の改正の推移であり、年度毎の目安額、引き上げ額、未満率、影響率などを表示しています。

次のページに平成7年以降の四国4県の地域別最低賃金の改正の推移を記載しています。一番下の欄が昨年の改正額です。香川が最も高く878円、次いで徳島855円、愛媛と高知が同額の853円となっております。

次のページは、平成19年以降の徳島県の特定最賃と四国内で共通する特定最賃の推移を表示しています。

次に、景況判断について資料を説明します。

資料7は、内閣府発表の月例経済報告、日銀徳島事務所発表の徳島県金融経済概況、徳島経済研究所発表の徳島経済レポートの基調判断部分を記したものです。

上段が全国、中段と下段が徳島の状況を示しております。

直近の状況では、上段が月例経済報告、全国の状況になりますが「景気は、緩やかに回復している。」と表現が景気回復に変化しております。

中段の徳島県金融経済概況では、「県内の景気は、緩やかに持ち直している。」となっております。

下段の徳島経済レポートでは、「総じて持ち直し傾向にある」とされております。
次のページには昨年の景況判断をまとめています。
景況判断の次には、それぞれの基調判断の元となる景気判断の資料を添付しております。
月例経済報告、その次に徳島県金融経済概況、徳島経済レポートになります。

続きましてプレスリリース、徳島労働局が発表しております、最近の雇用失業情勢になります。徳島県の4月の有効求人倍率は1.25倍で前月比0.05ポイント上回っております。46ページが一番下に県内の雇用失業情勢があります。6.の下線部「求人は持ち直しの動きが緩やかになっている。足元の経済情勢等が雇用に与える影響には留意する必要がある。」としております。

3枚めくっていただきまして、52ページからは、負債1,000万円以上の倒産件数と負債総額を表示した資料です。資料は、帝国データバンクと東京商工リサーチが発表しているデータの徳島県の倒産情報の件数、負債総額を経年、月ごとに取りまとめております。表の一番左が令和5年の件数になります。5月の倒産件数は、帝国データバンクが5件、東京商工リサーチも5月は同数の5件となっております。

ページをめくっていただきますと、次の資料、今年の春闘結果を賃金室で取りまとめた春季の賃上げ妥結状況です。現在発表されているのは、連合、経団連、日経、経営者協会のデータとなります。

上から、厚生労働省は発表が8月ですので昨年のデータのままとしております。

連合の5月10日集計では規模合計3,681組合が妥結、金額10,923円、賃上げ率3.67%、前年同時期比プラス1.57ポイントとなっております。なお、連合の集計は、この後更に新しいデータも出ております。

経団連発表では大手企業92社で13,110円、3.91%、前年比プラス1.56ポイントとなっております。

日経新聞は、4月20日現在、5月13日朝刊で、308社の集計、金額が12,545円、賃上げ率3.89%、昨年比1.54ポイントとなっております。

経営者協会は5月31日現在の中間集計として、39社、6,470円の2.41%、昨年比0.91ポイントとなっております。

経済資料の最後になります。帝国データバンクが今年の2月に公表した2023年度の賃金動向に関する企業の意識調査を添付しております。

まず、1枚目、1.賃金引き上げを見込む企業が56.5%に達していること、が最初に出ております。また、1枚目の下のほう、5人以下と1000人超の両サイドで賃金改善を行う割合が低くなっている。それから、従業員が5人以下でより賃金改善を行う環境が厳しくなっている様子がうかがえる、としております。

次の次のページ、上の2-1.賃金改善の理由について、「物価動向」が急増、「従業員の生活を支えるため」も7割超としております。賃金改善の理由について、人手不足などによる「労働力の定着・確保」が71.9%と最も多く、次いで従業員の生活を支えるため、その次が、物価動向となっております。

その次のページには、2-2.賃金を改善しない理由、「自社の業績低迷」がトップとあります。物価上昇が賃金改善を行えない状況をもたらしている、と分析しております。

一枚めくっていただき、まとめ、があります。総人件費も企業の69.6%が増加を見込み、金額ベースで4%と、最も高い上昇を想定しているとしております。

今年の2月にまとめられたプレスリリース資料になりますが、春季の賃上げ結果が的確に予想されており、興味深い資料でしたので添付しております。

以上、簡単ですが昨年の審議結果と景況判断等について説明させていただきました。

段野会長

ありがとうございました。

最近の景況判断や倒産情報、昨年の審議の経過と結審の状況について説明をいただきました。

では次の議題2の資料説明をお願いします。

事務局（室長）

それでは、私から、議題2の中央最低賃金審議会目安制度の在り方に関する全員協議会伝達事項について説明させていただきます。

まず、資料8をご覧ください。62ページになります。

この資料は、中央最低賃金審議会目安制度の在り方に関する全員協議会報告書を本省がまとめた資料です。次のページをご覧ください。目安制度の在り方に関する全員協議会報告のポイントになります。

「1.中央最低賃金審議会における目安審議の在り方について」の「(1)最低賃金のあるべき水準」では「意見の一致には至らなかったが、引き続き労使で議論することが適当」とまとめられています。

「(2)政府方針への配慮の在り方」では「最賃法に基づく3要素（労働者の生計費、賃金、通常の事業の賃金支払い能力）のデータに基づき労使で丁寧に議論を積み重ねて目安を導くことが非常に重要」とされています。それから「(3)議事の公開」では「公労使三者が集まって議論を行う部分については、公開することが適当」とされております。

また、「2.地方最低賃金審議会における審議に関する事項」についての「(1)目安の位置付け」では「地賃の審議において全国的なバランスを考慮するという観点から参考にするものであって、地賃の審議を拘束するものではないことを改めて確認」としております。

「(2)ランク制度の在り方」では、上から2番目「ランク数は4から3に見直す」、その下「Aランクの地域は現行のAランクと同じ」「Aランクの適用労働者数とBランクの適用労働者数は同程度とする」となっております。これらは要点としてまとめたものです。次の資料に実際の報告書があります。

本省からの伝達事項を説明させていただきます。本省からの伝達順番に説明しますので、ページが前後しますがご了承ください。

まず、3ランクにした根拠について、この報告書の5ページの上に、ランク分けの考え方について示されております。四角で囲みを付けております。

1番上は、指標から、地域間格差が縮小傾向にあること。

2番目は、ランク数が多いとランクごとの差により格差が広がることから、ランク数を減らしたということ。

3番目は、ランクが違って同じ目安額となることが多くなってきたこと。

4番目は、影響を少なくするために4から3に減らした、となっております。

ランクの変更により、四国4県では、徳島、香川、愛媛がBランク、高知がCランクとなっております。

次は、議事の公開の部分、1ページ戻っていただき、報告書の2ページの下から3ページにかけてになります。下線部を付けてあります。公労使三者が集まって議論を行う部分については公開するとしております。

本省からは、地方審議会の公開は地方審議会で判断するようにと伝達されております。

次に、目安について、報告書3ページ2(1)になります。下線部を付けてあります。この趣旨が地方最低賃金審議会の各委員にも確実に伝わるよう、都道府県労働局への周知方法について検討するとされております。具体的な方法は、今後示すと言われております。

次が、報告書6ページ(3)の発効日について、1段落目の下から3行目、ページの中央ぐらいの「最低賃金法第14条第2項において～」という箇所です。発効日は公労使で議論して決定できることを各委員へ周知するとしております。

最後に、政府方針への配慮についてです。報告書2ページ(2)の箇所になります。ページの中程です。「地方最低賃金審議会の審議においては、公労使三者構成で議論したうえで決定することが重要であり、政府方針が、地方最低賃金審議会の毎年の審議を過度に縛るようなことがあってはならないことについて確認がなされた。」とされております。

政府方針とは、例年6月頃に出される骨太の方針です。

参考として報告書の次に資料を付けてあります。報告書をめくっていただき、ランク見直しに関する各種の指標があります。次に総合指数の表、次に目安のランクがあります。その次に、政労使意見交換の場の岸田総理発言の資料を添付してあります。

ここでは、下のほうになりますが「全国加重平均1,000円達成」「地域間格差の是正」について発言されております。また、次のページに与野党の重点政策をまとめてあります。各党の公約などですが、最低賃金を1,000円から1,500円へ段階的に引き上げるとしてあります。

以上、中央最低賃金審議会の目安制度の在り方に関する全員協議会報告についての資料説明を終わります。

段野会長

少し整理させていただきますと、一つ目はランク分けとその根拠、二つ目が議事の公開、三つ目が目安の位置づけとそれを確実に伝える方法、四つ目が最低賃金の効力発生日は審議の結果で決まることの周知、五つ目が政府方針が審議を過度に縛らない、としつつ、政府発言からは全国加重平均 1,000 円を達成するという、であったかと思えます。

ただ今の事務局の説明について、ランク分けなど何かご意見ございますでしょうか。

川口委員

川口です。ただ今の説明では、ランクの見直しがあったこと、格差が広がっていることが懸念されるということでした。

連合の中で話したことですが、どこも一番下にはなりたくない、四国でいえば南の方の県はCランクになってしまったということで、気持ちの上で余り良くないと言っていました。連合としても時間額 1,000 円を目指して、審議を進めていこうとしています。東京の最低賃金は 1,072 円、2,000 時間働いても年収 214 万円にしかありません。ワーキングプアが年収 200 万円程度とすると、東京で 2,000 時間働いてもワーキングプアという水準である。徳島では 2,000 時間働いて 171 万円、この辺りで働く人の厳しさというものは実感できると思われま

す。連合としては時間額 1,000 円を目指す取り組みの中で、今の物価高、原材料費、光熱費の高騰の部分を価格転嫁できる仕組みが働くようにしなければならぬと考えています。パートナーシップ構築宣言では、ホームページに大企業が名前を連ねているのだけでも、大企業が下にも同じようなことが指導ができる制度ができたらいと思っています。

また今年、首相が 1,000 円を目指すと言っています。そう向かっていくのだろうと思うのですが、それに対し国は何も示していません。

厳しい論議になると思いますが、全会一致に向けて議論できたらと考えております。

段野会長

使側はいかがでしょうか。

脇田委員

経営者協会の脇田です。よろしくお願ひします。

全員協議会伝達事項ということでランク変更の話が出ていますが、我々使側から見て良いのか悪いのか今一つ判断ができません。悪いという意味は、最低賃金がよく上がるという意味です。全員協議会報告の 1 (2) の中で、時々事情として政府方針も勘案されていますが、最賃法に基づく 3 要素のデータに基づいて労使で丁寧に議論を積み重ねていく、というところは私としては、全面的に賛成しています。以上です。

中村委員

私も両面あるのかなと思っています。Bランクになったと聞いた時には、正直驚きました。これまでの議論では、Cランクの中での徳島の位置づけに焦点が当たったことがありました。そういう意味では、Bランクが広く適用労働者数が全体の 44.2%を占める広いBランクの中では、徳島の実態を反映させながら議論ができたら良いと感じています。

本当にいろいろな状況が厳しいです。価格高騰、大変厳しい状況です。資料にもありました通り、物価高騰、エネルギー価格の上昇、諸々の価格が上がっている中、企業経営は大変厳しいです。厳しい中で、賃上げをして従業員の生活を守っていく。また、従業員の定着のために今言われている防衛的賃上げは、経営利益が出ていないところで賃上げをやっているのが実態と思われます。今年度も益々厳しいのが実態と思いますが、前向きに、建設的に議論を進めることが出来たらと思っております。

段野会長

ご意見いただきました。ありがとうございます。

私のほうから2点ご提案させていただきます。

まず一点目、議事の公開に関しては、この後の議題にもなっています「徳島県最低賃金のあり方に関する検討小委員会」で検討することとしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

ありがとうございます。

もう一点、効力発生日ですが、当審議会では10月1日発効を目指して審議する、こととしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

ありがとうございます。

それでは、議題3のあり方検討小委員会の設置に移ります。

徳島地方最低賃金審議会運営規程第3条で「会長は審議会の議決により、特定の事案について事実の調査をし、又は細目にわたる審議を行うため、委員を指名して小委員会を設けることができる。」とされておりますので、徳島県最低賃金のあり方に関する検討小委員会を設けて審議の効率化を図りたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

ありがとうございます。

段野会長

それでは、あり方検討小委員会を設けることとしまして、委員は、各側2名で会長が指名するとなっております。公益は、先の公益委員会議で私と稲倉委員が担当することに決まっています。

労使の委員をご推薦いただけますでしょうか。

川口委員

私と山本委員が担当します。

脇田委員

私と中村委員が担当します。

段野会長

それでは、私からあり方検討小委員会の委員を指名させていただきます。

公益は 私と稲倉委員。

労側は 川口委員と山本委員。

使側は 脇田委員と中村委員。

よろしく願いいたします。

段野会長

それでは、議題4に移ります。

事務局より審議日程案について説明をお願いします。

事務局説明（室長）

説明させていただきます。

資料2に最低賃金改正決定の流れがあります。

ここに記載されているのは、一番左が中央最低賃金審議会での目安審議、真中が地方の地域別最賃審議の流れ、右側が地方の特定最賃審議の流れになります。

次の、資料3は今年の審議日程案と昨年度の審議日程となります。

審議日程案は、全委員が関係する本審は左欄の本審の欄、本審以外の県最賃関係は真ん中の欄、特定最賃は右の欄に記載しています。

現在決まっているのは、7月6日開催の第2回本審までです。第2回本審では県最低賃金の改正諮問と特定最低賃金改正の必要性諮問を行います。

注意事項になりますが、第2回本審までに、特定最低賃金改正の申し出が必要ですので、労働団体の方は第2回本審の前、資料作成までに申出書の提出をお願いします。

第3回本審で中央最低賃金審議会の目安答申の伝達を行います。

事務局案では、8月3日に第3回本審、本審に引き続き第1回専門部会を開催し、8月4日に第2回専門部会、8月7日に第3回専門部会を開催し、その後、第4回本審で答申としています。第3回以降の日程、開始時刻、予備日などを本日開催する、あり方検討小委員会で調整していただければと考えております。

資料4をご覧ください。これは答申から発効までの最短日の表です。最低賃金審議会の答申後に、要旨公示を行います。異議申立てがあれば、公示期間満了後に異議に対する審議を行います。その後、官報公示期間を経て最低賃金が発効されます。

具体的に説明します。表の中の枠で囲った部分をご覧ください。8月7日に答申、異議申出の締切が8月22日、その翌日の8月23日に本審で異議を審議し、答申をいただきます。8月

23日の午後2時までに官報公示手続きができた場合、9月1日に官報公示されます。官報公示から30日経過後の10月1日に改定された最低賃金が発効となります。

日程調整はあり方検討小委員会で行います。日程が決まりましたら事務局より案内しますので、委員の皆さまには日程確保をお願いします。

次に特定最賃に関する日程について説明します。異議審議を行う第5回本審の前、つまり8月23日午前中に特定最賃合同専門部会を開催し、必要性審議を行います。必要性がありましたら、その後に開催される本審において金額改正諮問を行い、意見公示期間である15日を経過した後、9月下旬から10月中旬にかけて、金額審議を行います。

資料4の右、9ページをご覧ください。特定最賃を例年どおり12月21日発効とするためには、枠で囲ってありますが10月23日までに改正金額の答申をいただく必要があります。

全会一致の場合には専門部会の決議をもって審議会の決議とできる最低賃金審議会令第6条5項を適用すれば、この日までに結審いただければいいのですが、全会一致とならない場合を考え、10月23日までに本審を開催する必要があります。

以上で審議日程の説明を終わります。

段野会長

ただ今の事務局の説明についてご意見等ございますでしょうか。

段野会長

では次の議題に移ります。

事務局は説明をお願いします。

事務局説明（室長）

委員参考資料の2枚目に実地視察の実績をまとめています。固有名詞が出ています。別の資料委員限りの資料を参照しながらお聞きください。

近年は、県最賃事業場と特定最賃事業場を交互に実施してきましたが、令和2年度以降、新型コロナウイルス感染症の影響により中止が続いています。

令和4年度は、第1回本審で実施する方針を決定した後、あり方検討小委員会で対象を一般機械とすることで合意し、第2回本審でその旨ご報告しました。しかしながら、その後の新型コロナウイルスの感染再拡大の状況を受け、第5回本審で中止のご報告をしました。

本日は、今年度の実地視察の実施等、大きな方針についてご意見をいただき、その他、細かい検討事項については、あり方検討小委員会でご検討いただきたいと考えております。

段野会長

ありがとうございました。

まず、今年度の実地視察について、行う方針でよろしいでしょうか。

（異議なし）

では、行うとさせていただきます。

対象業種については、昨年度の検討で一般機械に決定した後、中止になった経緯がありましたが、今年度の対象業種についてご意見はございますでしょうか。

(意見なし)

それでは、あり方検討小委員会で検討するということではいかがでしょうか。

(異議なし)

よろしくをお願いします。

事務局説明（室長）

それでは、あり方検討小委員会で検討していただくということで、進めたいと思います。

事務局説明（室長）

実地視察の位置付けについて整理させていただきます。

実地視察は審議会の活動の一つとして事業場を訪問し、労働者や使用者の声を聞くなどして、委員の皆様地域や業種の実態をご覧いただくこととしております。会議を開催して審議・議決を行うものではありません。従って、会議成立のための委員の出席要件はなく、また、個別の事業場内に立ち入るという性質上、非公開が適当と考えます。

段野会長

ありがとうございます。

一つ事務局に質問ですが、実地視察についての法律の根拠はあるのでしょうか。

事務局説明（室長）

最低賃金法第 25 条第 6 項、最低賃金決定要覧の 145 ページに、「最低賃金審議会は、審議に際し必要と認める場合においては、関係労働者、関係使用者その他関係者の意見を聞くものとする。」とされております。

また、資料 10、85 ページに、運営規程の第 5 条「審議会は会長が必要と認めるときは、委員でない者の説明又は意見を聞くことができる。」としております。

この 2 つぐらいだと考えます。

段野会長

ありがとうございました。

実地視察の位置付けの整理ですが、実地視察は審議会の活動の一つとして行うこと、労働者、使用者の声を聞き、委員の皆様が地域や業種の実態をみるために行うこと、視察先などは、あり方検討小委員会で検討することによろしいでしょうか。

(異議なし)

次にその他ですが、事務局より説明をお願いします。

事務局（室長）

3つあります。

1つは、審議会運営規程の改正です。

資料 10 になります。第 8 条について改正する必要があると考えますので、審議をお願いします。

第 8 条では、答申時に議事録を付けることになっておりますが、議決後すぐに答申が行われるので、答申時に議事録を付けるのは時間的に無理があります。この部分を削除するべきと考えております。また、改正した年月日を付則として規程の後ろに付けていますが、この部分を前にもっていき、文字を小さくしております。資料は、右側のページになります。

段野会長

皆様、事務局案について、いかがでしょうか。

（異議なし）

では、この部分の改正については、事務局案のとおりとさせていただきます。

事務局（室長）

ありがとうございます。

続きまして、2 点目を説明します。あり方検討小委員会でご検討いただきたい事項となります。参考資料の 3 枚目を参照しながらお聞きください。

議事録について、口語体、話し言葉でなく文語体、書き言葉とするなど、読みやすく、分かりやすくするため、議事録作成上の一定の整理を提案をしております。

また、参考資料のその次のページに、例年の議事運営で慣例となっている事項を整理しております。一括して議事で了解をとることで審議漏れを防ぐことを目的として、審議会運用上の申し合わせ事項をまとめています。

段野会長

只今の事務局の説明について、ご質問等ありますでしょうか。

無いようですので、本件はあり方検討小委員会で検討することとします。

事務局説明（室長）

ありがとうございます。

最後になります。資料はありません。団体から最低賃金や審議会に関係する要請書が提出されております。これについても、あり方検討小委員会で検討いただき、本審の資料として提出する予定です。

段野会長

只今の事務局の説明について、ご質問等ありますでしょうか。

ないようですので、本件はあり方検討小委員会で検討することとします。

本日の審議項目は以上となりますが、他に審議すべき事項はございますでしょうか。

なければ、これをもちまして本日の審議は終了といたします。

(閉会)